

# 神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則の概要

令和4年8月  
税制企画課

## 1 改正の趣旨

市町村が行う産業振興策を支援し、もって県内産業の活性化及び雇用の促進を図るため、市町村が産業集積の促進を図る観点から講じている固定資産税の軽減措置の対象となる不動産について、その取得に係る不動産取得税を減免する措置の適用期限を5年間延長することなど、所要の改正を行った。

## 2 改正の内容

### (1) 産業集積等の促進に係る不動産取得税の減免措置の延長

市町村が産業集積の促進を図る観点から講じている固定資産税の軽減措置の対象となる不動産について、その取得に係る不動産取得税を減免する措置の適用期限を令和9年8月31日まで5年間延長した。（附則第19項関係）

### (2) 電子交換所の創設に伴う改正

令和4年11月の電子交換所の創設に伴い、過誤納金等の還付方法を見直したことから、過誤納金等還付通知書兼支払案内書について、所要の改正を行った。（第40号様式関係）

### (3) 地方消費税徴収取扱費通知書（譲渡割分）の通知先の変更

国に対して地方消費税（譲渡割分）に係る徴収取扱費の額を通知する際の提出先が「国税庁長官」から「国税庁長官官房会計課長」に変更されたことに伴い、所要の改正を行った。（附則第1号様式の2関係）

## 3 施行期日

公布の日。ただし、2(2)については令和4年9月1日。